

議案第36号

幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年9月10日

提出者 墨田区長 山 本 亨

幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成12年墨田区条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第1条第2項」を「第1条第2項第1号」に改める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

会計年度任用職員制度の導入に伴う職員の給与に関する条例の一部改正により、引用条文に移動があることに伴い、所要の規定整備をする必要がある。